

2018年12月18日 株式会社カネカ IR· 広報部

当社子会社の訴訟の決定(上告不受理決定)について

当社子会社カネカケンテック株式会社(以下「カネカケンテック」)及びカネカフォームプラスチックス 株式会社(以下「カネカフォームプラスチックス」)は、EPS 工法において使用される発泡スチロールブロ ックの取引に関し、平成24年9月24日付けで公正取引委員会より受けた独占禁止法に基づく、カネ カケンテックに対する排除措置命令及び課徴金納付命令、並びにカネカフォームプラスチックスに対す る課徴金納付命令を不服として、審判請求、審決取消訴訟により公正取引員会の判断を争って参りま した。

平成30年12月13日、最高裁判所は、両社の上告を受理しない決定を下し、これにより排除措置命 令及び課徴金納付命令が確定しました。

本決定を厳粛に受け止め、今後もコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

なお、両社は本件に関わる課徴金を平成24年に支払い済みであり、今後の業績に与える影響はご ざいません。

以上